

平成 17 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名	GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
代表者名	代表取締役社長 相浦 一成 (コード番号：3769 東証マザーズ)
URL	<a href="http://www.gmo-pg.com/">http://www.gmo-pg.com/</a>
本店所在地	東京都渋谷区道玄坂 1 - 9 - 5
問合せ先	常務取締役経営企画室長 村松 竜
電話番号	03 - 3464 - 0182

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

本日（平成 17 年 11 月 21 日）開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び同第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、従業員、顧問及び外部協力者に対しストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 12 月 20 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員、顧問及び当社の業務遂行を支援する外部協力者に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2．新株予約権割当の対象者

当社の取締役、従業員、顧問及び当社の業務遂行を支援する外部協力者に割当てるものといたします。

### 3．新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 5 0 0 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

500個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年12月21日から平成27年12月20日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員たる地位を保有していることもしくは顧問または当社の業務遂行を支援する外部協力者であることとする。ただし、当社取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6)に定める規定により、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。

当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で消却することができる。

当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

以上